

東京圏（東京都・埼玉県・神奈川県）から移住された、 U I Jターン移住支援金の申請をお考えの方へ

単身移住 60 万円、世帯移住 100 万円（18 歳未満の世帯員がいる場合、最大 200 万円）

移住支援金の申請を希望される方は

館山市雇用商工課へ

事前にご相談ください！

TEL:0470-22-3136

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方
を確認させていただいております。

移住支援金の申請をお考えの方は、
転入後、速やかにご連絡ください。



移住支援金の対象

次の①・②いずれにも該当する方が対象となります。

① 次のいずれにも該当する

- 【1】館山市に転入する直前に、連続して1年以上、『東京23区に在住』又は『東京圏（注1）のうち条件不利地域（注2）以外の地域に在住し、東京23区に通勤（通学）』している ※在住と通勤（通学）の期間は合算可能
- 【2】館山市に転入する直前10年間のうち、通算して5年以上、『東京23区に在住』又は『東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区に通勤（通学）』している ※在住と通勤（通学）の期間は合算可能

② 次のいずれかに該当する

- 【1】就業（一般）
千葉県の就職マッチングサイト「千葉県地域しごと NAVI」に掲載の移住支援金の対象企業に就業し、申請時において連続して3か月以上在職している
- 【2】就業（専門人材）
千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して就業し、申請時において連続して3か月以上在職している
- 【3】起業
館山市で起業し、申請日までの1年以内に、（公財）千葉県産業振興センターの起業支援金の交付決定を受けている

（注1）東京圏 東京都、埼玉県、神奈川県

（注2）条件不利地域 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

▶ 移住支援金の詳細は、館山市雇用商工課HPでもご案内しております。

(<https://www.city.tateyama.chiba.jp/shoukan/page100344.html>)

移住支援金に関するお問合せ・ご連絡は、館山市雇用商工課雇用定住係まで

館山市館山 1564-1“渚の駅”たてやま内
TEL:0470-22-3136